

じゅうどほうもんかいご りょうけいやくしよ 重度訪問介護サービス利用契約書

い か りょうしゃ (以下「利用者」という。)としゃかいふくしほうじんたくまい
ーステーション田園(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される居宅
かいごとう サービスを受け、それにたい りょうりょうきん しはら つぎ
い か ほんけいやく ていけつ
(以下、「本契約」という。)を締結します。

だい じょう もくてき 第1条 (目的)

ほんけいやく りょうしゃ きょたく
本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者
たい ひつよう しやうがいしやじりつしえんほう もと じゅうどほうもんかいご い か じゅうどほうもんかいご
に対して必要な障害者自立支援法に基づく<重度訪問介護>(以下、「重度訪問介護」
という。)をてきせつ ていきよう こと きた
適切に提供することを定めます。

だい じょう きかん 第2条 (期間)

ほんけいやく けいやくきかん
本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

だい じょう じゅうどほうもんかいご けいかくおよ けいやくしきゅうりょう 第3条 (重度訪問介護計画及び契約支給量)

- じぎょうしゃ りょうしゃ じゅきゅうしやしょう きさい きょたくかいご しきゅうりょう ふ りょうしゃ
1 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の
かだい いこう はあく かいぎ ひら りょうしゃ じゅうどほうもんかいご けいかく い か じゅうど
課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の<重度訪問介護計画>(以下、「重度
ほうもんかいご けいかく
訪問介護計画」という。)計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明し
て同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも重度訪問介護計画について
の説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- じぎょうしゃ ぜんこう じゅうどほうもんかいご けいかく もと けいやくしきゅうりょう きた りょうしゃ じゅきゅうしやしょう
2 事業者は、前項の重度訪問介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証
に記載します。
- りょうしゃ じゅきゅうしやしょう きさい じこう へんこう ばあい すみ じぎょうしゃ へんこうないよう
3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容
をし
を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとし
ます。

だい じょう ないよう 第4条 (サービス内容)

じぎょうしゃ し きめいれい じゅうどほうもんかいご じゅうぎょうしや い か
事業者は、その指揮命令のもとに、重度訪問介護従業者(以下、「ホームヘルパー」
という。)を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯
およ そうじどう か じ がいしゅつ じ いどうちゅう かいごなら せいかつどう かん そうだんおよ じょげん
及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言
などのうちから ぜんじよう きた じゅうどほうもんかいごとうけいかく てきせつ
前条に定める重度訪問介護等計画にもとづいて適切にサービスを
ていきよう
提供します。

だい じょう りようしやふたんがくおよ じつぷふたんがく
第5条 (利用者負担額及び実費負担額)

- 1 りようしや ぜんじよう さだ りようしや
利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者
負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者
じりつしえんほう もと かいご きぎゅうふひ じぎようしや しちようそん だいいり じゆりよう
自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2 ぜんこう りようしやふたんがくおよ じつぷふたんがく かげつ けいさん りようしや
前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月15
日にちはら
日までに支払います。

だい じょう りよう ちゆうし へんこう ついか
第6条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 りようしや りよう きじつまえ じゅうどほうもんかいご りよう ちゆうし へんこう
利用者は、利用期日前において、重度訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もし
くは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この
ばあい じつしび ぜんじつ じ じぎようしや もう で
場合にはサービスの実施日の前日12時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 りようしや りよう きじつ りよう ちゆうし もう で ばあい じゅうようじこうせつめいしよ さだ
利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の
とりけしりよう じぎようしや しはら ばあい りようしや たいちようふりようとう
取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等
やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 じぎようしや だい こう もと りようしや りよう へんこう ついか もう で たい
事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、
とうがいりようきぼう び りようじようきようとう りようしや きぼう きかん ていきよう
当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供がで
きない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供
かのう じぎようしよ しょうがい おこな
可能な事業所の紹介などを行います。

だい じょう じぎようしや きほんてきぎ ね
第7条 (事業者の基本的義務)

- 1 じぎようしや りようしや たい きょたく にちじようせいかつ いとな ひつよう
事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要な
サービスを適切に行います。
- 2 じぎようしや りようしや い し じんかく そんちよう つね りようしや たちば
事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを
ていきよう
提供します。

だい じょう じぎようしや ぐたいてきぎ ね
第8条 (事業者の具体的義務)

- 1 あんぜんはいりよぎ ね じぎようしや ていきよう りようしや せいめい しんたい さいさん
(安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産
の安全・確保に配慮します。
- 2 せつめいぎ ね じぎようしや ほんけいやく もと ないよう りようしや しつもんとう たい てきせつ
(説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切
に説明します。
- 3 しゅひぎ ね じぎようしやおよ じゅうじしや ほんけいやく ていきよう
(守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあ
たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に
かいじ
開示することはありません。
- 4 しんたいこうそく 禁し じぎようしや りようしやまた た りようしやとう せいめいまた しんたい ほご
(身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため
きんきゅう ね ばあいのぞ しんたいてきこうそく た りようしや こうどう せいげん こうい おこな
緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行

ないません。

- 5 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 9時～18時)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第9条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合(但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

第11条 (利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の20日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第12条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第13条 (事業者からの契約解除)

- 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
 - 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - 三 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

第14条 (苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第15条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 〒590-0524 大阪府泉南市幡代3丁目44番
事業者 社会福祉法人田熊会
ヘルパーステーション 田園
代表者 理事長 石川 晴美 印

利用者 住所
氏名

印